

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○令和5年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課) 847	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所) 850
○都道府県生活衛生営業指導センターの事務所の所在地の変更 (生活衛生課) 848	○舞鶴港港湾計画の変更の概要 (港湾企画課) 851
○京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課) ♪	公 安 委 員 会
○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課) 849	○警備員指導教育責任者講習の実施 ♪

告 示

京都府告示第593号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和5年度3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和5年12月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- 自衛隊各駐屯地及び基地
- 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第5キョートビル1F)
(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通九太町下る伊勢屋町412 (シエモア河原町1F)
(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9 (春風堂ビル1F)
(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)

- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル1F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

方式	受付期間※2	筆記試験期日	筆記試験会場	口述試験・ 身体検査期日	口述試験・身体検査会場
WEB方式	令和6年1月15日 (月)まで(必着)	令和6年1月22日 (月)・令和6年 1月23日(火)の いずれか1日	任意の場所	令和6年1月28日 (日)	海上自衛隊舞鶴教育隊 (舞鶴市) 陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで(必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第594号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第57条の3第4項の規定により、都道府県生活衛生営業指導センターから次のとおり事務所の所在地の変更の届出があった。

令和5年12月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名称	所在地	変更年月日
公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター	新 京都市南区東九条下殿田町70	令 5.12.15
	旧 左京区田中西樋ノ口町90番地	



京都府告示第595号

京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府自殺対策事業補助金交付要綱(平成21年京都府告示第588号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(事前着手)

第5条 市町村等は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合(当該事業に係る契約を締結した場合を含む。)は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助

金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

別表中

次に掲げる補助金の交付の対象となる者の区分に応じ、それぞれに定める補助率

(1) 市町村 次の強化事業の区分に応じ、それぞれに定める補助率

ア 実施要綱の3の(1)から(6)までに規定する事業 2分の1

イ 実施要綱の3の(7)から(11)までに規定する事業 6分の5

ウ その他の強化事業 10分の10

(2) 事業者 10分の10

を

次に掲げる補助金の交付の対象となる者の区分に応じ、それぞれに定める補助率

(1) 市町村 次の強化事業の区分に応じ、それぞれに定める補助率

ア 実施要綱の3の(1)から(6)までに規定する事業 2分の1

イ 実施要綱の3の(7)から(10)まで及び(12)に規定する事業 6分の5

ウ 実施要綱の3の(11)に規定する事業 3分の2

エ その他の強化事業 10分の10

(2) 事業者 10分の10

に改め、

同表の備考の(2)中「(11)、(13)又は(15)」を「(12)、(14)又は(18)」に改め、同表の備考の(3)中「(14)」を「(15)」に改める。

別記第1号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「代表者氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

別記第2号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「代表者氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、この告示による改正後の京都府自殺対策事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。



京都府告示第596号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年12月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地区名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林
木津地区	木津川市及び相楽郡一円	96.10 ^{ha}	190.08 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇治・田辺地区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.17	59.27	3.44
京都地区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	765.54	112.81	3.16
亀岡・園部地区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	181.62	254.59	-
丹波地区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	488.45	134.01	2.76
淀川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	457.46	96.20	-
由良川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。））及び南丹市（美山町に限る。）	1,019.37	162.84	-
綾部地区	綾部市	468.64	141.66	12.92
由良川中流地区	福知山市	333.61	164.28	15.64
舞鶴地区	舞鶴市	163.66	151.47	16.84
宮津地区	宮津市及び与謝郡一円	408.12	131.38	1.50
峰山地区	京丹後市	513.62	163.72	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地区名	区 域	許容限度面積
京都府地区	京都府の全域	343.12 ^{ha}

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市横島町大川原19の1、85
（関連区域）
宇治市横島町大川原9の5の一部、18の3の一部、19の2の一部、42の2の一部、45の2の一部、46の2の一部、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市小倉町久保9の1
亀菱久保田株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市八反田北町1、2
（関連区域）
舞鶴市八反田北町116の一部、字行永小字オノ堂654の4の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市字上福井117
志摩機械株式会社



港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、舞鶴港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和5年12月1日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 概要

平成25年12月27日付け京都府公報により、その概要を公告した舞鶴港港湾計画について、千歳・大丹生地区において脱炭素化に向けた液化二酸化炭素輸送を行うための新たな計画は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画

地区名	種類	規模	備考
千歳・大丹生地区	岸壁	m 100	新規計画
	危険物取扱施設用地	ha 0.6	新規計画

(2) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積	用途
湾口	千歳・大丹生地区 ha 0.6	危険物取扱施設用地

2 縦覧の場所

舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階

京都府商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第184号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年12月1日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	新規取得講習	令和6年1月23日（火）から令和6年1月30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後5時まで）の6日間	10人
	追加取得講習	令和6年1月26日（金）から令和6年1月30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後5時まで）の3日間	おおむね5人
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	新規取得講習	令和6年1月23日（火）から令和6年1月30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の最終日は、午後0時55分）から午後5時まで）の6日間	10人
	追加取得講習	令和6年1月26日（金）から令和6年1月30日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日及び最終日は、午後0時55分）から午後5時まで）の3日間	おおむね9人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

(ア) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事

<p>しているもの</p> <p>(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>イ 追加取得講習 受講申込時において、3号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>(2) 4号警備業務</p> <p>ア 新規取得講習 受講申込時において、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 追加取得講習 受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの</p> <p>4 受講申込みの手續</p> <p>(1) 事前申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。</p> <p>なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>ア 受付期間 令和5年12月18日（月）から令和5年12月20日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。</p> <p>イ 申込先等</p> <p>(ア) 申込先 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。</p> <p>なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。</p> <p>(イ) 申出事項 申込みに際しては、次の事項を申し出ること。</p> <p>a 受けようとする講習の区分及び種別</p> <p>b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業</p>	<p>所の名称</p> <p>c 連絡先電話番号</p> <p>d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称</p> <p>ウ 受講者決定の通知 受講者に決定した者に対する通知は、令和5年12月22日（金）午後5時までに、電話により行う。</p> <p>(2) 受講申込書の提出 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年1月5日（金）、令和6年1月9日（火）及び令和6年1月10日（水）（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。</p> <p>イ 提出書類</p> <p>(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通</p> <p>(イ) 3号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、3の(1)のアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類</p> <p>a 3の(1)のアの(ア)に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「3号警備業務の従事証明書」という。）及び履歴書 各1通</p> <p>b 3の(1)のアの(イ)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し 1通</p> <p>c 3の(1)のアの(ウ)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通</p> <p>d 3の(1)のアの(エ)に該当する者 旧1級検定の合格証の写し 1通</p> <p>e 3の(1)のアの(オ)に該当する者 旧2級検定の合格証の写し及び3号警備業務の従事証明書 各1通</p> <p>(ウ) 4号警備業務に係る講習を受けようとする者にあつては、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成した証明書及び履歴書 各1通</p> <p>(エ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、受けようとする警備業務の区分以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通</p> <p>(オ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通</p> <p>ウ 提出先 受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）</p> <p>エ 提出方法 講習を受けようとする者又は代理人の持参によ</p>
--	--

ることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 3号警備業務

(ア) 新規取得講習 38,000円

(イ) 追加取得講習 14,000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習 34,000円

(イ) 追加取得講習 10,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都
経済センター4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務
審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）